### **（参考様式）支配株主との取引状況等に関する報告書**

支配株主との取引状況等に関する報告書

　　　　年　　月　　日提出

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 | ○○○○○○○○○○株式会社 印 |
|  | （コード：○○○○） |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長　○○　○○ 印 |
| 連絡先担当者 | ○○○部○○○課長　○○○○ |
| 連絡先ＴＥＬ | ○○○－○○○－○○○○ |

　　　　年　　月期（　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日）における当社の支配株主との取引状況等について、下記のとおり報告します。

記

１．取引の内容 （単位：百万円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 支配株主との関係 | 取引  の内容 | 取引金額 | | 科目 | 期末残高 | | 具体的な取引条件及びその決定方法 |
| 前期 | 今期 | 前期 | 今期 |
| ① |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２．取引についての考え方及び評価

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 取引に係る意思決定手続の正当性についての考え方 | 取引の合理性や取引条件の妥当性についての考え方 | 取引の問題性についての評価  （問題の有無についての認識） |
| ① |  |  |  |
| ② |  |  |  |

以　上

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞  １．次に掲げる者など、実質的な支配株主又は当該支配株主への影響が認められるすべての者（　　　　年　　月期においてこれらに該当していた者を含む。）との取引状況を記載すること（期中に支配株主の異動などがあった場合、報告対象となる取引は、支配株主等であった期間の取引となります。）。  ・支配株主（「① 親会社」、「② 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において有している議決権と、施行規則第３条の２各号に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている者（親会社を除く。）」）  ・「③ ②の場合における施行規則第３条の２各号に掲げる者」  ・「④ 親会社の子会社」に該当する者  ２．上記１.に掲げる支配株主には、　　　　年　　月期末に支配株主である者をいい、募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における当該募集株式等の割当てを受けた者及び当該期中に支配株主である者から他者に当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。  ３．報告対象となる取引はすべて記載してください。ただし、同一の相手方との間の同種類の取引の総額が百万円未満である場合には、記載を省略しても差し支えないものとする。  ４．個人の場合、「所在地」欄に「現住所（市区町村まで）」を記載すること。  ５．「具体的な取引条件及びその決定方法」欄には、現在の取引条件のほか、当該取引の決裁権限及び手続きについて具体的に記載すること。  ６．上記のほか、「関連当事者との取引」に関する注記（財表規則第８条の１０又は連結財規第１５条の４の２）に準じて記載すること。  ７．各取引について、取引に係る意思決定手続の正当性についての考え方、取引の合理性や取引条件の妥当性についての考え方を記載したうえで、取引の問題性についての貴社の評価（問題の有無についての認識）を記載すること。  ８．本報告書は、第三者割当により支配株主が異動することとなった日（払込日）以後最初に終了する事業年度の末日から３年を経過するまでの間、原則として、当該事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して１年を経過するごとに遅滞なく提出すること。また、当該期間内において東証が必要と認めて照会を行った場合にも遅滞なく提出すること。  ９．本報告書の提出に当たっては、正確に報告すること。当該報告内容に関して虚偽の記載や重要な内容の欠けつが判明した場合は、上場規程違反となるおそれがあるため留意すること。 |

※　必要に応じ、適宜様式を拡張して記入してください。この用紙は複数枚にわたっても差し支えありません。

以　上